

松江市特定給食施設等における栄養管理・指導実施要領

(目的)

第1条 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に基づく特定給食施設等の栄養管理に関すること及び松江市が行うその指導・助言等の実施について必要事項を定め、法、同法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）及び同法施行細則（平成29年松江市規則第86号）に基づき施設設置者による適切な栄養管理の実施及び給食関係者に対しての適切な指導及び助言を行うことにより、市民の栄養・食生活の改善及び健康増進に資することを目的とする。

(対象施設)

第2条 この実施要領における特定給食施設等は、次の施設とする。なお、次の施設に該当しないものであっても必要な場合には対象とする。

(1) 特定給食施設

規則第5条に規定する給食施設

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設で、1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設

(2) 小規模給食施設

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設で、1回50食以上又は1日100食以上（特定給食施設を除く）の食事を提供する施設

(特定給食施設等の届出)

第3条 特定給食施設は、法第20条及び法細則2条の定めるところによる。

2 小規模給食施設の設置者は、当該給食施設における給食の開始、変更、休止及び廃止の状況について、その事柄が発生した日から一月以内に次の届出書を松江市・島根県共同設置松江保健所長（以下「保健所長」とする。）に提出するものとする。

(1) 小規模給食施設設置届（別記様式第1号）

(2) 小規模給食施設変更届（別記様式第2号）

(3) 小規模給食施設休止（廃止、再開）届（別記様式第3号）

3 前第1項及び第2項の届出様式の記入にあたっては、別紙「特定給食施設等の設置・変更・休止（廃止、再開）届の記入について」によるものとする。

(特定給食施設等における栄養管理)

第4条 特定給食施設における栄養管理については、法第21条第1項～第3項及び規則第9条によるものとする。

2 小規模給食施設における栄養管理については、法第21条第3項及び規則第9条に準じて行うものとする。

(栄養管理状況報告書の提出)

第5条 特定給食施設の栄養管理状況報告書の提出については、細則第4条第1項による。

2 小規模給食施設については、細則第4条第2項により市長が提出を求めた小規模給食施設の管理者は、栄養管理状況報告書を保健所長に提出するものとする。

(特定給食施設等への指導・助言)

第6条 法第18条第1項第2号及び法第22条に基づく栄養管理の実施について必要な指導及び助言は、第2条の対象施設に対して行うものとする。

(指導及び助言対象者)

第7条 指導対象者は、特定給食施設等の設置者、施設管理者、給食管理者、管理栄養士、栄養士及び調理師等給食担当者とする。

(指導及び助言実施担当者)

第8条 特定給食施設等に対する指導及び助言の実施担当者は、法第19条に規定する栄養指導員とする。

(指導計画)

第9条 栄養指導員は、第5条の規定により提出された栄養管理状況報告書の集計データを毎年2月末までに松江市健康部健康推進課に報告するとともに、特定給食施設等の指導及び助言にあたっては、当該報告書を活用し次のことに留意して計画的な指導を行うものとする。

(1) 栄養管理上指導の必要性の高い特定給食施設等に対して重点的に行うこと。

(2) 計画的な個別指導（巡回指導等）を行うとともに、必要に応じて集団指導を行うこと。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、「特定給食施設指導等マニュアル」に定めるものとする。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月23日から施行する。

小規模給食施設設置届

年 月 日

(あて先) 松江市長

届出者 住所
氏名

小規模給食施設を設置したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設名称

所在地

2 設置者氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

3 施設の種類

4 給食開始日 (開始予定日)

年 月 日

5 予定給食数 (1日につき)

朝食 食 昼食 食 夕食 食 合計 食

6 管理栄養士及び栄養士の員数

管理栄養士 名 栄養士 名

7 運営方法 直営 ・ 委託

小規模給食施設変更届

年 月 日

(あて先) 松江市長

届出者 住所
氏名

小規模給食施設の届出事項に変更を生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

施設の名称及び所在地

変更事項 (該当するものの番号を○で囲むこと。)

- 1 施設名称・所在地
- 2 設置者氏名・住所
- 3 施設の種類
- 4 予定給食数
- 5 管理栄養士及び栄養士の員数
- 6 委託の有無

変更年月日

年 月 日

変更内容

変更前	変更後

小規模給食施設休止（廃止、再開）届

年 月 日

（あて先）松江市長

届出者 住所

事業を休止（廃止、再開）したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設名称

所在地

2 設置者氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所 （法人にあつては主たる事務所の所在地）

3 施設の種類

4 （休止、廃止、再開）年月日 年 月 日

注 不要の文字は抹消すること。

別紙

特定給食施設等の設置・変更・休止（廃止、再開）届の記入について

1 様式第1号、別記様式第1号 「設置届」

①届出者住所	設置者の住所を記入する。（法人の場合は主たる事務所の名称と所在地）
②届出者氏名	設置者氏名を記入する。（法人の場合代表者の氏名） ※公的な施設の設置者名は、知事又は市長、町村長等とし、住所は役所本庁舎所在地とする。
③施設名称	施設名（正式名称を）を記入する。
④所在地	所在地を記入する。
⑤設置者氏名	届出者氏名と同様に記入する。
⑥住所	届出者住所と同様に記入する。
⑦施設の種類	学校、病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人福祉施設、児童福祉施設、社会福祉施設、事業所、寄宿舍・寮、矯正施設、自衛隊、一般給食センターのうち該当するものを記入する。 該当するものが無い場合は、その種類を記入する。
⑧給食開始日 （開始予定日）	給食を開始した年月日又は開始予定の年月日を記入する。
⑨予定給食数 （1日につき）	・入所定員、許可病床数等の決まっている施設については入所定員数又は許可病床数等を記入する。ただし、予定給食数が継続的に入所定員数等を上回る場合には、届出時の平均的な1日あたりの給食数を朝・昼・夕毎の食数及び合計食数を記入する。 ・事業所等定員や病床数等が決まっていない施設は届出時の平均的な1日あたりの給食数を朝・昼・夕毎の食数及び合計食数を記入する。 ※複数の施設に提供している場合は、その内訳を記入する。
⑩管理栄養士及び 栄養士の員数	届出時の管理栄養士・栄養士のうち、常勤の員数を管理栄養士、栄養士それぞれ記入する。 なお、常勤とは、当該施設において他の常勤雇用されている職員と同様の勤務形態にあるものの場合をいう。 また、委託がある場合は、委託側の員数がわかるよう記入する。
⑪運営方法	直営、委託のどちらかに○をする。

2 様式第2号、別記様式第2号 「変更届」

①～⑥	様式第1号、別記様式第1号 「設置届」の①～⑥と同様とする。
⑦変更事項	1～6のうち変更が生じた項目の番号を○で囲む。 ただし、設置者氏名について、国及び地方自治体の長が設置者であり選挙等によりその個人が変更となった場合は、「設置者名の変更」は不要とする。
⑧変更年月日	設置届の内容に変更が生じた年月日を記入する。
⑨変更内容(変更前)	変更項目それぞれについて、設置届出時の内容を記入する。
⑩変更内容(変更後)	変更項目それぞれについて、設置届出時から変更した内容を記入する。
<p>【留意事項】</p> <p>(1)1日の給食数の変更 入所定員、許可病床数等の決まっている施設：その数に変更があった場合 事業所等定員や病床数等が決まっていない施設：年間平均食数の変動が3割以上の場合</p> <p>(2)管理栄養士、栄養士の員数 様式第1号、別記様式第1号「設置届」の管理栄養士及び栄養士の員数に変更があった場合に届出を行う。 ※ただし、特定給食施設の場合、現員数が法第21条第1項及び規則第7条、法第21条第2項及び規則第8条を満たしている場合は、変更不要。 また、小規模給食施設の場合、管理栄養士・栄養士それぞれの配置の有無は変更無く、その員数の変更のみの場合は変更不要。</p>	

3 様式第3号、別記様式第3号 「休止（廃止、再開）届」

①～⑦	様式第1号、別記様式第1号 「設置届」の①～⑦と同様とする。
⑧休止、廃止、再開 年月日	休止、廃止、再開のうち該当の項目を○で囲み、その事項が生じた年月日を記入する。
<p>【留意事項】</p> <p>食数の減少により対象外となる場合も、届出を行う。</p>	